

福岡県障がい者スポーツ大会 競技種目及び障害区分表（別表1）

1. 陸上競技

◎男女別・年齢区分別

▲男女別・年齢区分なし

区分番号	競技種目	競走							跳躍			投てき					
		※1 50m	1 00m	2 00m	4 00m	8 00m	1 500m	スラローム	4×100mリレー	走高跳	立幅跳	走幅跳	砲丸投	ソフトボール投	ジャベリックスロー	ビーントング投	
1	上肢	1 手部切断	◎	◎					※3 ◎			◎	◎	◎	◎	◎	
		2 片前腕切断または、片上肢不完全	◎	◎							▲	◎	◎				
		3 片上腕切断または、片上肢完全	◎	◎							▲	◎	◎				
	下肢	4 両前腕切断または、両上肢不完全	◎	◎								◎	◎	◎	◎	◎	
		5 両腕切断または、両上肢完全	◎	◎								◎	◎	◎	◎	◎	
		6 片下腿切断または、片下肢不完全	◎	◎								◎		◎	◎	◎	
		7 片大腿切断または、片下肢完全	◎	◎								◎		◎	◎	◎	
		8 両下腿切断	◎	◎								◎		◎	◎	◎	
	2	体幹 ※2	9 片下腿および片大腿切断	◎									◎		◎	◎	
			10 両下腿切断または、両下肢完全	◎	◎								◎		◎	◎	
			11 片大腿切断または、片下肢不完全	◎	◎								◎		◎	◎	
			12 両大腿切断または、両下肢完全	◎	◎								◎		◎	◎	
			13 両大腿切断または、両下肢完全	◎	◎								◎		◎	◎	
			14 片下腿および片大腿切断	◎									◎		◎	◎	
			15 両大腿切断または、両下肢完全	◎	◎								◎		◎	◎	
3	脳原性麻痺 (脳性麻痺、脳血管疾患、脳外傷等)	16 車いす常用、以外で	◎	◎					◎							◎	
		17 第6頸髄まで残存	◎	◎					◎							◎	
		18 第7頸髄まで残存	◎	◎					◎							◎	
		19 第8頸髄まで残存	◎	◎					◎							◎	
		20 四肢麻痺で車いす使用	◎	◎					◎							◎	
		21 下腿麻痺で座位バランスなし	◎	◎					◎							◎	
4	脳原性麻痺	22 下腿麻痺で座位バランスあり	◎	◎				◎							◎		
		23 その他の車いす	◎	◎				◎							◎		
5	脳原性麻痺	24 四肢麻痺で車いす使用	◎					◎							◎		
		25 けて移動	◎					◎							◎		
視覚障害 ※4	視覚障害	26 片上下肢で車いす使用	◎	◎	◎			◎							◎		
		27 上肢で車いす使用	◎	◎	◎			◎							◎		
聴覚・平衡機能障害、音声・言語・そしやく機能障害	聴覚障害	28 上肢に不随意運動を伴う走可能	◎	◎	◎			◎			◎	◎	◎	◎	◎		
		29 その他走可能	◎	◎	◎			◎			◎	◎	◎	◎	◎		
知的障害	知的障害	30 電動車いす常用						◎							◎		
		31 その他走不能															
内部障害	内部障害	32 片下腿切断または、片下肢不完全	◎	◎				◎							◎		
		33 両下腿切断	◎	◎				◎							◎		
ウォーカー使用 ※オープン種目		34 ウォーカー使用 ※オープン種目	▲														
視覚障害 ※4		24 視力0から0.01まで ※5	◎	◎	◎			◎							◎		
聴覚・平衡機能障害、音声・言語・そしやく機能障害		26 聴覚障害	◎	◎	◎			◎			▲	◎	◎	◎	◎		
知的障害		27 知的障害	◎	◎	◎	◎	◎	◎			▲	◎	◎		◎		
内部障害		28 ぼうこう又は直腸機能障害	◎					◎				◎	◎		◎		
内部障害		29 その他の内部障害 ※オープン種目	各選手団において参加可能な種目を選択してください。														

※1 50m競走で使用する車いすは日常生活用とする。

※2 体幹とは頸部・胸部・腹部・腰部（脊柱）のみに変形がある者（脊柱カリエス等による体幹の障害が該当する）。ただし、四肢の機能障害を伴う場合は体幹の機能障害があってもこの区分に該当しない。

※3 複数の障害区分にわたり1つの◎がついている場合は、一つの区分として競技をおこない、順位を決定する。

※4 視力は「矯正後の良い方の視力」で判定する。

※5 障害区分24は光を通さないアイマスクまたはアイシェードを装着する。

※ は、オープン種目。全国障害者スポーツ大会には出場できない。

2. アーチェリー

●男女別

	区分番号	障害区分	競技種目	リカーブ		コンパウンド	
				50m・30m	30m・30m	50m・30m	30m・30m
肢体不自由	脳原性麻痺以外で車いす常用	1	第8頸髄まで残存	実施しない	●	実施しない	●
		2	その他の車いす		●		
	切断・機能障害	3	上肢障害		●		
		4	下肢障害（椅子・車いす使用を含む）		●		
		5	体幹		●		
	脳原性麻痺（脳性麻痺、脳血管疾患、脳外傷等）	6	脳原性麻痺（椅子・車いす使用を含む）		●		
7		聴覚障害	●				
内部障害	8	ぼうこう又は直腸機能障害	●				
	9	その他の内部障害 ※オープン種目	●				●

※「第8頸髄まで残存」には、「第6頸髄まで残存」および「第7頸髄まで残存」は出場できるものとする。

3. 卓球

◎男女別・年齢区分別 ●男女別

	区分番号	障害区分	競技種目	卓球	STT
肢体不自由	1	上肢障害	1	◎	
			2	◎	
		下肢障害	3	◎	
			4	◎	
			5	◎	
			6	◎	
	2	脳原性麻痺以外で車いす常用、使用	7	◎	
			8	◎	
			9	◎	
	3	脳原性麻痺（脳性麻痺、脳血管疾患、脳外傷等）	10	◎	
			11	◎	
			12	◎	
			13	◎	
			14	◎	
視覚障害 ※2	※2	15		◎	
		16	◎		
聴覚・平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害	17	◎			
知的障害	18	◎			
精神障害	19	●			
内部障害	20	◎			
	21	◎			

※1「第8頸髄まで残存」には、「第6頸髄まで残存」および「第7頸髄まで残存」は出場できるものとする。

※2 視力・視野の程度に関わらず、アイマスクまたは、アイシェードの有無で出場競技を分ける。

※3 障害区分15は、各自で用意した光を通さないアイマスクまたはアイシェードを装着する。

4. フライングディスク

◇区分なし ●男女別

障害区分	競技種目	アキュラシー			ディスタンス	
		ディスリート3	ディスリート5	ディスリート7	座位	立位
肢体不自由						
視覚障害						
聴覚障害	◇ ※オープン種目	◇	◇		●	●
知的障害						
内部障害（ぼうこう又は直腸機能障害）						
その他の内部障害（※オープン種目）		◇	◇	◇	●	●
精神障害（※オープン種目）		◇	◇	◇	●	●

5. ボウリング

知的障害者で男女別、年齢区分別に実施する。

6. ボッチャ

△男女混合・年齢区分なし

		区分番号	障害区分	競技スタイル		
				立位	座位	
肢体不自由	1	切断・機能障害	1 多肢切断または、両下肢完全で立位 【解説】 三肢以上を切断し義足等を使用して立位で競技する者、もしくは脳原性麻痺以外で下肢の三大関節（股・膝・足関節）全てに機能障害があり、長下肢装具を使用して立位で競技する者	△		
	2	脳原性麻痺以外で車いす常用、使用	2	第6頸髄まで残存 【解説】 肩関節周辺の筋力はほぼ正常な四肢麻痺者（肘関節の屈曲と手関節の背屈は正常）		△
			3	第7頸髄まで残存 【解説】 肩関節周囲と肘関節周囲の筋力がほぼ正常な四肢麻痺者（肩関節と肘関節、手関節の背屈と掌屈が正常だが、物がにぎれない）		△
			4	第8頸髄まで残存 【解説】 肩関節周囲と肘関節周囲と手関節周囲の筋力はほぼ正常で指の曲げ伸ばしも可能な四肢麻痺者（把持能力はあるが、指を強く開いたり閉じたりできない）		△
			5	多肢切断 【解説】 三肢以上を切断し、車いすや椅子に座った姿勢で競技する者		△
	3	脳原性麻痺（脳性麻痺、脳血管疾患、脳外傷等）	6	四肢麻痺で車いす常用 【解説】 四肢に著しい可動域制限や協調運動障害がある者で両上肢駆動による車いす使用者		△
			7	けって移動 【解説】 両上肢の障害が重度のため両下肢または片下肢で車いすを駆動させる者		△
			8	片上下肢で車いす常用または、使用 【解説】 片側の upper limb と lower limb で車いすを操作する者		△
			9	その他走不能 【解説】 杖や下肢装具の使用の有無に関わらず、走ることが不可能な者	△	
	4		10	電動車いす常用 【解説】 四肢体幹機能障害により日常生活で常に電動車いすを使用している者		△

※ 座位とは、車いす及び椅子に座った競技スタイルを言う。

※ 座位で競技する選手（区分2～8および10）の選手で、移動したり、方向を変えたりすることが機能的に困難な者及びランプ使用者について、選手1名につき1名の競技アシスタントを認める。

※ 立位で競技する選手については、安全上の配慮から、投球時以外はボックス内に椅子を準備し、座位にて待機してもよい。

※ 「車いす常用」とは、日常生活で常に車いすを使用していることを言う。また、「車いす使用」とは、競技時に車いすまたは、椅子を使用していることを言う。

<参考> 障害区分の解説

■ 肢体不自由 1

			障害区分名	解説	
切断または機能障害	立位	上肢	切断	手部	片側および両側の手部切断
				片前腕	手関節の離断を含む片側の前腕の切断者
				片上腕	肘関節の離断を含む片側の上腕の切断者
				両前腕	両側手関節離断を含む両側の前腕の切断者
				両上腕	両上腕の切断者
				片前腕および片上腕	片前腕の切断および片上腕の切断者
		機能障害	片上肢不完全	片側の肩・肘・手関節のうちまたは二関節に機能障害がある者	
			片上肢完全	片側の肩・肘・手関節のすべてに機能障害がある者	
			両上肢不完全	両側の肩・肘・手関節のうちまたは二関節に機能障害がある者	
			両上肢完全	両側の肩・肘・手関節のすべてに機能障害がある者	
		下肢	切断	片下腿	片足部の切断を含む片下腿の切断者
				片大腿	膝関節の離断を含む片大腿の切断者
	両下腿			両側の下腿の切断者	
	両大腿			両側の大腿の切断者	
	機能障害		片下肢不完全	片側の股・膝・足関節のうちまたは二関節に機能障害がある者	
			片下肢完全	片側の股・膝・足関節のすべてに機能障害がある者	
			両下肢不完全	片側の股・膝・足関節のうちまたは二関節機能障害があり、両側にそれぞれある者	
			両下肢完全	両側の股・膝・足関節のすべてに機能障害がある者	
	上下肢	切断	片上肢および片下肢	片上肢の切断および片下肢の切断者	
			多肢切断	三肢以上の切断者	
		機能障害	片上肢不完全および片下肢不完全	片上肢不完全および片下肢不完全の者	
			片上肢完全および片下肢完全	片上肢完全および片下肢完全の者	
	体幹		体幹	頸部・胸部・腹部及び腰部（脊柱）のみに変形がある者（脊椎カリエス等による体幹の障害が該当する）【注1】	

【注1】 四肢の機能障害を伴う場合は体幹の機能障害があってもこの区分には該当しない。

■ 肢体不自由 2

脊髄損傷等	陸上競技	脳原性麻痺以外で車いす常用または使用	第6頸髄まで残存	肩関節周囲の筋力はほぼ正常な四肢麻痺者（肘関節の屈曲と手関節の背屈は正常）
			第7頸髄まで残存	肩関節周囲と肘関節周囲の筋力がほぼ正常な四肢麻痺者（肩関節と肘関節、手関節の背屈と掌屈が正常だが、物がにぎれない）
			第8頸髄まで残存	肩関節周囲と肘関節周囲と手関節周囲の筋力はほぼ正常で指の曲げ伸ばしも可能な四肢麻痺者（把持能力はあるが、指を強く開いたり閉じたりできない）
			下肢麻痺で座位バランスなし	【注2】
			下肢麻痺で座位バランスあり	
			その他の車いす	脳原性麻痺や脊髄麻痺以外の車いす使用者（例：両下肢切断のため車いすを使用し競技する者）

【注2】 「座位バランス」の判定は、「へそ」の位置の知覚レベルの有無が一つの判断基準となり、背もたれのない座位の状態でも両手の支えなく座ることができる場合は「座位バランスあり」と判断する。

■肢体不自由3

(脳性麻痺、 脳血管性麻痺、 脳外傷等)	陸上競技	車いす	四肢麻痺で車いす使用	四肢に著しい可動域制限や協調運動障害がある者で両上肢駆動による車いす使用者	
			けつて移動	両上肢の障害が重度のため両下肢または片下肢で車いすを駆動させる者	
			片上下肢で車いす使用	片側の上半肢と下半肢で車いすを操作する者	
			上半肢で車いす使用	上半肢による車いす使用者【注3】	
	立位	その他走不能	下肢装具の使用の有無関わらず、走ることが不可能な者		
		上半肢に不随意運動を伴う走可能	目的動作に障害の上肢協調運動障害があるが、杖・歩行器を用いず走ることが可能な者		
		その他走可能	【注4】		
	卓球	立位	車いす	車いす使用	車いすを使用して競技をするすべての脳原性麻痺者
			杖・松葉杖使用	杖や松葉杖などを使用して競技をする者	
			上半肢に不随意運動あり	意図的な動作に障害がある等の上半肢の協調運動障害がある者	
上半肢に不随意運動なし			上半肢の協調運動障害のない立位者		
		片側障害	片側の上下肢に可動域制限や麻痺等の障害があるが、杖や松葉杖等を使用して競技をしない者		
その他		電動車いす常用(陸上)	四肢体幹機能障害等により日常生活で常に電動車いすを使用している者		

【注3】 ハンドリムを瞬時に把持したり、ハンドリムをプッシュする際に肘関節を完全に伸展させることができるものはこの区分に該当する。

【注4】 「上半肢に不随意運動を伴う走可能」に該当しない杖・歩行器を用いず走ることが可能な者すべてがこの区分に該当する。

■視覚障害

視覚障害	視力0から0.01まで	【注5】 【注6】
	その他の視覚障害	

【注5】 視力は「矯正後の良い方の視力」で判定する。視力を算出する際は、光覚弁、手動弁は視力0、指数弁は視力0.01とする。

【注6】 矯正後の良い方の視力が0.02以上の場合、視野障害の有無に関わらず、その他の視覚障害へ区分される。

■聴覚・平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害

聴覚・平衡機能障害、 音声・言語・そしゃく 機能障害	聴覚障害	区分しない
----------------------------------	------	-------

■知的障害

知的障害	知的障害	区分しない
------	------	-------

■内部障害

内部障害	ぼうこう又は直腸機能障害	脊髄損傷等で合併したぼうこう又は直腸機能障害者は含まない
------	--------------	------------------------------

■精神障害

精神障害	精神障害	区分しない
------	------	-------